

四半期報告書

(第102期第1四半期)

自 平成24年4月1日

至 平成24年6月30日

ダイワボウホールディングス株式会社

(E00529)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 6
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 6
- (4) ライツプランの内容 6
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 6
- (6) 大株主の状況 6
- (7) 議決権の状況 7

2 役員の状況 7

第4 経理の状況 8

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 9
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 11
 - 四半期連結損益計算書 11
 - 四半期連結包括利益計算書 12

2 その他 15

第二部 提出会社の保証会社等の情報 16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第102期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	ダイワボウホールディングス株式会社
【英訳名】	Daiwabo Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 政明
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号 御堂筋ダイワビル
【電話番号】	06（6281）2404
【事務連絡者氏名】	財務IR室長 梅澤 覚
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T&Dビル ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所
【電話番号】	03（4332）8221
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山口 隆生
【縦覧に供する場所】	ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所 （東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T&Dビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第101期 第1四半期 連結累計期間	第102期 第1四半期 連結累計期間	第101期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高（百万円）	108,674	112,410	489,543
経常利益（百万円）	1,646	351	6,124
四半期（当期）純利益又は四半期純損失 （△）（百万円）	1,247	△88	3,347
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	1,203	△295	3,067
純資産額（百万円）	40,292	40,681	42,426
総資産額（百万円）	206,344	212,921	231,512
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	6.83	△0.46	17.67
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	18.6	18.9	18.1

（注）1. 売上高には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれていない。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、第101期第1四半期連結累計期間及び第101期については、潜在株式が存在しないため、第102期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

3. 当社は、第102期第1四半期連結会計期間より、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として計上している。従って、1株当たり四半期（当期）純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（△）を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除している。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果により堅調に推移する個人消費などの内需が牽引し景気は緩やかながら回復しつつあるが、欧州債務危機の深刻化による海外経済の減速や長期化する円高、夏場の電力供給不安など景気の下振れリスクが存在し、依然として先行きが不透明な厳しい状況にある。

このような環境のなか、当社グループは本年4月から始動した中期経営計画「イノベーション21」のもと、「新市場・新事業の創出」「グローバル戦略の推進」「コーポレートブランドの強化」を基本方針として、連結企業価値の向上に努めた。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は112,410百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は481百万円（前年同期比71.1%減）、経常利益は351百万円（前年同期比78.7%減）、四半期純損失は88百万円（前年同期は1,247百万円の四半期純利益）となった。

セグメントの業績は次のとおりである。（各セグメントにはセグメント間の内部売上高を含んでいる。）

	売上高 (百万円)	セグメント利益 又は損失(△) (百万円)
I T インフラ流通事業	95,600	453
化合繊・機能資材事業	8,978	226
衣料品・生活資材事業	4,633	△161
工作・自動機械事業	2,039	6
報告セグメント計	111,251	524
その他	1,513	△57
合計	112,765	467

I T インフラ流通事業

法人向け市場では、企業のI T投資に一部回復の兆しがみられるなか、地域密着の営業活動の推進による受注拡大に努め、首都圏を中心に売上が増加した。一方、個人向け市場においては、専門店・量販店向けは地上デジタルテレビや関連製品の需要の反動と、パソコンの平均単価の下落により厳しい結果となったが、タブレット型パソコンやウルトラブックなど新たなカテゴリーのパソコンの拡販に注力しWeb販売事業者向けは堅調に推移した。

以上の結果、当事業の売上高は95,600百万円（前年同期比6.2%増）、セグメント利益は453百万円（前年同期比60.6%減）となった。

化合繊・機能資材事業

機能製品部門では重布関連商品や工業繊維などの受注が拡大したが、合繊部門では天候不順の影響から衛生材用途の不織布製品の販売が低迷し、レーヨン部門でも不織布用原綿の販売不振に加えて原燃料価格の上昇が影響し収益が低下した。

以上の結果、当事業の売上高は8,978百万円（前年同期比5.2%減）、セグメント利益は226百万円（前年同期比33.2%減）となった。

衣料品・生活資材事業

製品部門では対米向けトランクスの販売に一部回復の兆しがみられたが、衣料向けの受注は低迷した。また、海外紡績部門では需要回復の遅れから収益の改善には至らなかった。

以上の結果、当事業の売上高は4,633百万円（前年同期比10.8%減）、セグメント損失は161百万円（前年同期は8百万円のセグメント利益）となった。

工作・自動機械事業

工作機械部門では、主力の立旋盤について、国内においては航空機、建設機械分野を中心に拡販活動に努め、海外においては販売力強化やサービス向上を図ったが、国内外メーカーとの価格競争激化により収益は低迷した。自動機械部門では、新たな営業所の開設による地域に密着した営業展開と積極的な見本市への出展などにより新規需要の開拓を推し進めた。

以上の結果、当事業の売上高は2,039百万円（前年同期比26.5%減）、セグメント利益は6百万円（前年同期比97.2%減）となった。

その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントについて、当事業の売上高は1,513百万円（前年同期比0.4%増）となり、セグメント損失は57百万円（前年同期はセグメント損失57百万円）となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

当社は、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会において、株主の承認により、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「前プラン」という。）を導入した。

前プランの有効期間は、平成24年6月開催の定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討した結果、平成24年5月9日開催の当社取締役会において、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、軽微な修正を施したうえで、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定した。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」という。）本プランは、平成24年6月28日開催の当社定時株主総会において、議案として諮り、株主の承認を得ている。

なお、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明している。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えている。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではない。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の判断に委ねられるべきだと考えている。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できない。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えている。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上及び株主共同の利益のために、次の取組みを実施している。

(1) 経営体制の改革

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してきた。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えるとともに、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げた。

(2) 中期経営3ヵ年計画

当社は平成24年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」をスタートさせた。本中期経営計画では、「私たちは、創造と革新、融合のシナジーによって、グローバル市場でお客様第一に新たな価値を生み出し、人間社会と地球環境に役立つ未来を実現します」というグループ経営理念のもと、「シナジー効果による新市場・新事業の創出」「グループ協業体制によるグローバル戦略の推進」「独自性と差別化の追求によるコーポレートブランドの強化」を基本方針に、グループ連結企業価値の向上に向け、新たな成長軌道の追求と成長モデルの確立に全力で挑戦していく。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の承認を得て、本プランを導入した。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合に、株主に、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを適切に判断するために情報提供や検討期間の確保がなされることが不可欠であると考えている。

そのため、本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものである。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものである。

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載されている平成24年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」に記載のとおりである。

IV. 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえている。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではない。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としている。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の承認を得たうえで継続されたものである。また、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになる。従って、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっている。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保している。

イ. 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

ウ. デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができる。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、257百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	192,712,926	192,712,926	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	192,712,926	192,712,926	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	192,712	—	21,696	—	8,591

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 187,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 250,000	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 191,088,000	191,088	—
単元未満株式	普通株式 1,187,926	—	—
発行済株式総数	192,712,926	—	—
総株主の議決権	—	191,088	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が33,000株（議決権33個）含まれている。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式767株、株式会社オーエム製作所所有の相互保有株式700株及び証券保管振替機構名義の株式700株が含まれている。

②【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) ダイワボウホールディングス(株)	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号	187,000	—	187,000	0.10
(相互保有株式) (株)オーエム製作所	大阪市淀川区宮原三丁目5番24号	250,000	—	250,000	0.13
計	—	437,000	—	437,000	0.23

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は、当社所有の自己株式188,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.10%である。また、この他に当第1四半期会計期間における四半期連結財務諸表において、自己株式として処理している「従業員持株E S O P信託」所有の当社株式が4,910,000株ある。なお、株式会社オーエム製作所は当第1四半期会計期間において所有する当社株式をすべて売却したことにより、平成24年6月30日現在、実質的に当社株式を所有していない。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,681	13,055
受取手形及び売掛金	※2 113,951	※2 94,554
商品及び製品	25,194	25,182
仕掛品	2,834	2,933
原材料及び貯蔵品	1,696	1,616
その他	12,093	10,349
貸倒引当金	△333	△315
流動資産合計	165,118	147,375
固定資産		
有形固定資産		
土地	26,011	26,037
その他（純額）	18,827	18,747
有形固定資産合計	44,838	44,784
無形固定資産		
のれん	10,303	9,945
その他	1,147	1,162
無形固定資産合計	11,451	11,108
投資その他の資産		
その他	10,786	10,344
貸倒引当金	△683	△691
投資その他の資産合計	10,103	9,653
固定資産合計	66,393	65,546
資産合計	231,512	212,921

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 108,329	※2 93,456
短期借入金	16,462	16,036
未払法人税等	2,814	111
賞与引当金	2,388	1,211
その他の引当金	201	136
その他	7,869	9,423
流動負債合計	138,066	120,374
固定負債		
長期借入金	37,630	38,410
退職給付引当金	5,508	5,664
その他の引当金	71	72
その他	7,807	7,717
固定負債合計	51,018	51,864
負債合計	189,085	172,239
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,696	21,696
資本剰余金	7,889	7,887
利益剰余金	15,751	14,883
自己株式	△85	△756
株主資本合計	45,251	43,711
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△408	△752
繰延ヘッジ損益	12	3
為替換算調整勘定	△2,876	△2,742
その他の包括利益累計額合計	△3,272	△3,492
少数株主持分	448	462
純資産合計	42,426	40,681
負債純資産合計	231,512	212,921

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
売上高	108,674	112,410
売上原価	97,438	102,259
売上総利益	11,235	10,151
販売費及び一般管理費	9,572	9,670
営業利益	1,663	481
営業外収益		
受取利息	10	7
受取配当金	80	67
販売支援金	25	49
持分法による投資利益	50	8
その他	131	77
営業外収益合計	298	211
営業外費用		
支払利息	222	213
その他	92	128
営業外費用合計	315	341
経常利益	1,646	351
特別利益		
受取保険金	506	—
特別利益合計	506	—
特別損失		
投資有価証券評価損	2	27
特別退職金	1	21
災害による損失	6	—
その他	5	0
特別損失合計	15	49
税金等調整前四半期純利益	2,136	302
法人税、住民税及び事業税	361	23
法人税等調整額	491	367
法人税等合計	853	391
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	1,283	△89
少数株主利益又は少数株主損失(△)	35	△0
四半期純利益又は四半期純損失(△)	1,247	△88

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	1,283	△89
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△161	△345
繰延ヘッジ損益	△6	△9
為替換算調整勘定	73	131
持分法適用会社に対する持分相当額	13	15
その他の包括利益合計	△80	△206
四半期包括利益	1,203	△295
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,158	△308
少数株主に係る四半期包括利益	44	12

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微である。

【追加情報】

(従業員持株E S O P信託における会計処理方法)

当社は、当社グループ従業員（以下「従業員」という。）に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株E S O P信託」を導入した。

この導入に伴い平成24年6月30日までに「従業員持株E S O P信託」が当社株式4,910,000株を取得している。

当該従業員持株E S O P信託に関する会計処理については、当社が「従業員持株E S O P信託」の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当社と「従業員持株E S O P信託」は一体であるとする会計処理を行っている。なお、平成24年6月30日現在において「従業員持株E S O P信託」が所有する自己株式数は4,910,000株である。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 売上債権の流動化

売掛金・受取手形債権流動化に伴う譲渡額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
売掛金・受取手形債権譲渡額	7,623百万円	2,739百万円
上記のうち買戻義務の上限額	81	115

※2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	1,348百万円	1,881百万円
支払手形	2,790	3,109

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	620百万円	613百万円
のれんの償却額	351	363

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	549	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末日後となるもの
該当事項なし。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	770	4	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末日後となるもの
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化合繊・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	工作・ 自動機械 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	89,982	9,399	5,140	2,773	107,295	1,378	108,674	—	108,674
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	32	66	57	—	155	129	284	△284	—
計	90,014	9,466	5,197	2,773	107,451	1,507	108,958	△284	108,674
セグメント利益 又は損失(△)	1,151	338	8	217	1,716	△57	1,658	4	1,663

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、主にセグメント間取引消去である。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化合織・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	工作・ 自動機械 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	95,544	8,910	4,625	2,039	111,120	1,290	112,410	—	112,410
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	55	68	7	—	130	223	354	△354	—
計	95,600	8,978	4,633	2,039	111,251	1,513	112,765	△354	112,410
セグメント利益 又は損失 (△)	453	226	△161	6	524	△57	467	14	481

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。
2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、主にセグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。
4. 一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これによるセグメント利益又は損失 (△) に与える影響は軽微である。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額 (△)	6円83銭	△0円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 (△) (百万円)	1,247	△88
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額 (△) (百万円)	1,247	△88
普通株式の期中平均株式数 (千株)	182,768	191,256

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第1四半期連結累計期間については、潜在株式が存在しないため、当第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。
2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (△) を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除している。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月10日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイワボウホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。